

第3回 甲賀市総合教育会議 次第

日時：平成29年12月4日（月）

13：30～15：00

場所：水口庁舎会議室301A

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 題

(1) 協議事項

①甲賀市教育大綱の改定について

(2) 報告事項

①平成28年度市内小中学校におけるいじめ・不登校等の状況について

②平成29年度全国学力・学習状況調査の結果について

(3) その他

①総合的な放課後対策の在り方について

4. 事務連絡

5. 閉 会

(配付資料)

資料1) 甲賀市教育大綱（案）

資料2) 平成28年度市内小中学校におけるいじめ・不登校等の状況

資料3) 平成29年度全国学力・学習状況調査の結果について

資料4) 放課後の生活を支えている施策について

(案)
甲賀市教育大綱(改定版)

～未来を切り拓く人づくりをめざす～

平成30年(2018年) 月

甲賀市

はじめに

人口減少や少子高齢化、技術革新やグローバル化の進展、また子どもの貧困などが問題視される中で、全ての人々が豊かな人間性を持ち、心身ともに健やかに暮らすためには、家庭教育、学校教育の充実や教育環境の整備、社会教育や文化・スポーツ等の振興など教育の果たすべき役割はますます重要となっています。

本市においても、様々な課題を抱えた個々のケースに対応した支援、魅力ある学習の場の提供、次世代の指導者や地域リーダーの育成など課題が山積しており、就学前から義務教育までの学びをとおして、生きる力と確かな学力向上への取組や、甲賀の宝である歴史・伝統・文化の活用、市民の自主的・自発的な学習の支援を行うなど取組を一層進める必要があります。また、将来を見据えた教育・文化・スポーツの環境整備と指導者のさらなる資質向上を図っていく必要があります。

本市は、本年6月に、第2次甲賀市総合計画を策定いたしました。

総合計画における「まちづくりの大綱」では、まちづくりの方針として、「豊かな心、学ぶ力、健やかな体のバランスがとれた『生きる力』を育む教育」の推進とともに、「まちを愛し、そこに住み続けたい、働きたい、まちのために活躍したいと思える」人材の育成を掲げ、「人づくり」「まちづくり」を一体のものとして進めることをめざしています。

この策定と併せ、今後も将来にわたって本市の教育の充実を図り、本市のめざす教育の姿を明確にするため、総合的な施策の根本を定める教育大綱をこのたび改定することにしました。

今、時代は変革期を迎えております。

これまで以上に多様な価値が交錯する新時代の中で、自身の価値観を磨き上げ、グローバル化した社会を舞台にたくましく生き抜ける人材を育成していきます。

また、日本遺産として認定された「忍者」「六古窯」などをはじめ、先人から引き継いだ数ある貴重な文化、歴史的財産に包まれ、「市民が健やかに安心して『自分らしく生きる』ことができるまちづくりの実現」に向けて、皆様とともにオール甲賀で本市教育の一層の推進を図ってまいります。

平成30年 月

甲賀市長 岩永 裕貴

〈目次〉

1. 教育方針	3
2. 教育目標	4
教育目標1 ともに学び ともに育ち ともに生きる	
教育目標2 豊かな心と健やかな体を育む	
教育目標3 郷土への誇りを持ち、世界に発信できる人を育てる	
3. 教育施策の柱	5~6

1. 教育方針

たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる

本市には、中世から自治を重んじる「甲賀郡中惣*1」が芽生えるなど、地域どうしのつながりや人と人の絆を大切にす文化がいきづいています。

教育は、人づくりを通じてより良い未来をめざす実践であり、まちづくりの根幹を成すものであります。

そのためには甲賀市の伝統や文化を深く理解し、郷土愛にあふれ、地域に誇りを持ちながら、広い視野で自らの人生を切り拓き、より良い社会づくりに貢献することのできる心豊かな人を育てることが大切です。

さらに、時代は高度情報化・グローバル化の進展と技術革新が進んでいます。

このような時代の変化に対応しながらたくましく生き、広く社会で活躍できる人、地域にいながらにして世界に発信することができる人を育てることも重要です。

また、いじめ・不登校・ひきこもりなど青少年を取り巻く状況が依然として深刻な中、いのちの尊さを重んじ、生きる力を育む教育が必要です。

これらを踏まえ、本市総合計画の未来像である「あい甲賀 いつもの暮らしに『しあわせ』を感じるまち」を実現するため、「たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる」を教育方針とし、本市の教育施策を総合的に推進していきます。

*1 郡中惣：戦国時代の自治連合組織。地域が結束して事にあたり村の意思決定は合議制で定める民主的な体制。

2. 教育目標

教育方針に基づき、本市がめざす教育の姿を実現するために、次の3つの教育目標を掲げ、教育施策を推進していきます。

教育目標 1 ともに学び ともに育ち ともに生きる

就学前の乳幼児や小中学校の児童・生徒の**誰もが**安全に安心して学べる環境整備、いじめや不登校のない学校づくり、生涯にわたって「いつでも どこでも 学びたいときに学べる」環境づくりを進めます。

また、教職員の指導力と資質の向上を図るとともに、様々な課題を抱える子どもへの支援を充実し、主体的・協働的で深い学びをとおして、一人ひとりを実実に伸ばし、「確かな学力」と「生きる力」を育成します。

さらに、家庭、園、学校、地域及び企業の連携を強め、乳幼児期から高齢者に至るまで市民の交流の中で幅広い学びづくりに努めます。

教育目標 2 豊かな心と健やかな体を育む

道徳教育や人権教育、読書、様々な体験、優れた文化・芸術・芸能に触れる機会をとおして、自然や人を愛する思いやりのある豊かな心を育てるとともに、**いのち**を大切にし、お互いの人権を尊重する精神や態度を育成します。

また、誰もが気軽に文化やスポーツに親しめる環境を整え、健康で明るく生きがいのある充実した生活が送れるよう支援し、心身ともにたくましい人を育てます。

教育目標 3 郷土への誇りを持ち、世界に発信できる人を育てる

貴重な歴史遺産を引き継ぐとともに、日本遺産や国史跡に指定された文化財等の整備と活用を図ります。

そして、地域学を推進し、地域について深く学び、よく知ることによって郷土愛を育むとともに、**まちの魅力を誇れる人を育てます。**

また、グローバル社会で活躍していくために、キャリア教育やICT教育、英語教育の推進を図り、主体的に行動する力と発信できる力を身につけた人を育てます。

3. 教育施策の柱

3つの教育目標とその基本的方向を踏まえ、各教育分野で総合的かつ計画的に取り組む教育施策の柱を、次のとおり設定します。

子ども・子育て

- (1) 乳幼児保育・教育の充実
 - ・保育教育課程に基づいた保育・教育の充実
 - ・学びの芽生えを育み、就学につなげる教育・保育活動の推進
 - ・安心安全な保育・教育環境の整備
- (2) 家庭教育の充実
 - ・親子の育ちにつながる家庭教育の向上
 - ・家庭教育支援事業の推進
- (3) 地域の子育て力の向上
 - ・育ちをつなぐ家庭・園・地域・関係機関、小学校の連携・協力
 - ・地域の人々との交流と支援

学校教育・青少年の健全育成

- (1) 学校教育の充実
 - ・児童生徒の学ぶ力を高め、確かな学力の育成
 - ・グローバル社会で活躍できる児童・生徒の育成
 - ・小中連携・一貫教育の推進
 - ・いじめ対策への取組強化
 - ・地域学の推進と特色ある学校づくり
- (2) 教育環境の充実
 - ・将来を見据えた適正な学校教育環境の整備
 - ・ICT機器の導入等教育設備の充実
 - ・安全・安心な学校給食の提供
 - ・教職員の資質向上を図る研修の充実と研究の推進
 - ・教職員の働きやすい環境づくり
 - ・スクールソーシャルワーカーや訪問相談員、母語支援員、学力育成指導員などの充実
- (3) 青少年の健全育成
 - ・一人ひとりの課題に応じたきめ細やかな相談・支援の充実
 - ・薬物・非行等の未然防止活動の展開
 - ・生きる力を育む自然体験活動の推進

生涯学習・文化・スポーツ

(1) 生涯学習環境の充実

- ・いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯学習環境の充実
- ・子どものときから本に親しむことができる環境づくり

(2) 文化芸術の振興

- ・文化・芸術・芸能の振興に向けた人材育成・活動の場の充実・自主活動支援
- ・文化・芸術・芸能の環境整備

(3) スポーツの振興

- ・だれもが気軽にスポーツに親しめる環境づくり
- ・スポーツ振興のための施設整備と指導者育成

歴史・文化財

(1) 文化財調査と保護

- ・文化財の調査、保護、保存による歴史文化遺産の継承

(2) 文化財等の活用

- ・市民との協働による文化財を活用したまちの魅力発信

道徳教育

- ・豊かな心と感性を育む教育の推進
- ・人の絆を大切にする意識の高揚とボランティア精神の育成

人権教育

- ・いのちを大切に、人間の尊厳を基本とする、人が輝く教育の推進
- ・あらゆる場における人権教育の推進と指導者の育成

防災・安全教育

(1) 学校・園における防災教育の推進

- ・災害に適切に対応できる能力の育成

(2) 安全教育の充実

- ・安全対策の啓発や安全指導の充実

平成28年度 市内小中学校におけるいじめ・不登校等の状況

I いじめの状況 (H29年3月31日現在)

(1) 認知件数

	認知件数	昨年度比	昨年
小学校	116	+14	102
中学校	63	-43	106
合計	179	-29	208

(2) 月別いじめ認知件数

校種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	昨年度比
小学校	12	10	16	6	0	9	20	17	7	5	11	3	116	+14
中学校	14	9	5	4	0	4	9	1	12	0	1	4	63	-43
合計	26	19	21	10	0	13	29	18	19	5	12	7	179	-29

(3) いじめの認知件数の学年別・男女別内訳(被害)

H28年度

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小学校	男子	3	13	7	14	16	20	73
	女子	5	9	3	5	12	9	43
	計	8	22	10	19	28	29	116
中学校	男子	12	8	4				24
	女子	17	18	4				39
	計	29	26	8				63

(4) 態様(複数回答あり)

区 分	合計
冷やかしかからかい 悪口や脅し文句	133
仲間外れ 集団による無視	18
軽くぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする	31
ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする	8
金品をたかられる	0
金品を隠されたり、盗まれたり壊されたり、捨てられたりする。	0
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられる。	35
パソコンや携帯電話による誹謗中傷や嫌なことをされる。	7
その他(避けられる等)	0
計	232

(5) いじめの認知件数の推移 (年間数値)

	小	中	計
H24	50	16	66
H25	76	14	90
H26	85	54	139
H27	102	106	208
H28	116	63	179

II. 不登校の状況

1. 30日以上欠席者数(病気・家庭の事情等含む)

	H24	H25	H26	H27	H28
小学校	49	55	57	52	60
中学校	123	130	130	150	137
全体	172	185	187	202	197

2. 平成28年度 30日以上欠席者の理由の内訳

平成28年度

	病気・けが等	経済的理由	不登校	その他(家庭の事情、病弱、ネグレクト等)	全体
小学校	7	0	13	40	60
中学校	13	0	78	46	137
全体	20	0	91	86	197

(平成27年度)

	病気・けが等	経済的理由	不登校	その他(家庭の事情、病弱、ネグレクト等)	全体
小学校	5	0	21	26	52
中学校	12	0	80	58	150
全体	17	0	101	84	202

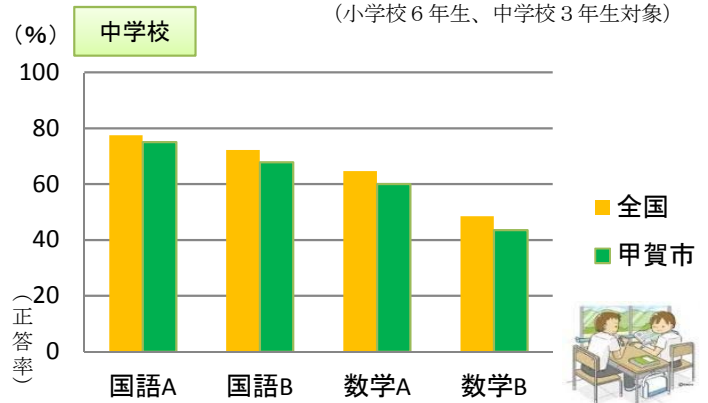
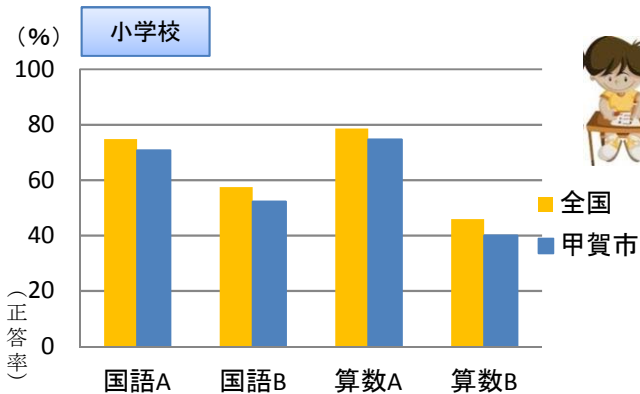


確かな学力の高まりをめざして

甲賀市教育委員会

本年4月に実施された「全国学力・学習状況調査」の結果から、子どもたちが秘めている本来の力をさらに引き出すために、本市の現状を正しくご理解いただき、子どもたちの学力の育みに格別のご協力をお願いします。

(小学校6年生、中学校3年生対象)



小学校、中学校とも全国を下回る結果となりました。※ 調査A：主として「知識」に関する問題 調査B：主として「活用」に関する問題

質問紙から見えてきたこと

学力調査を実施する中で、今後の取組に生かしていくため全ての子どもたちにアンケートが実施されています。

学校の取組に関すること

甲賀市がめざす「授業改革」

こうか授業術「5箇条」

こ どもとめあての共有

う んと考えひとり学び

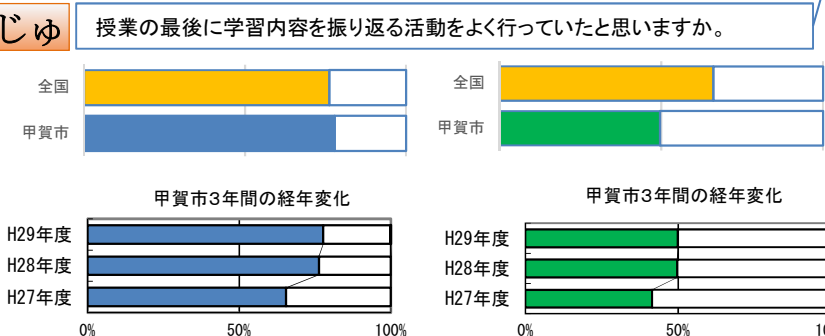
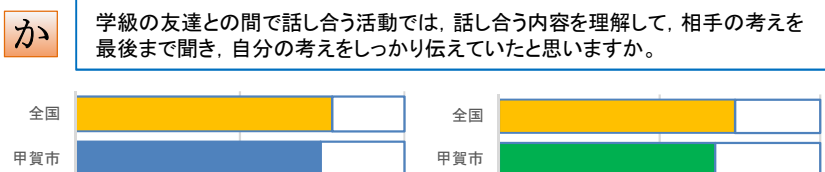
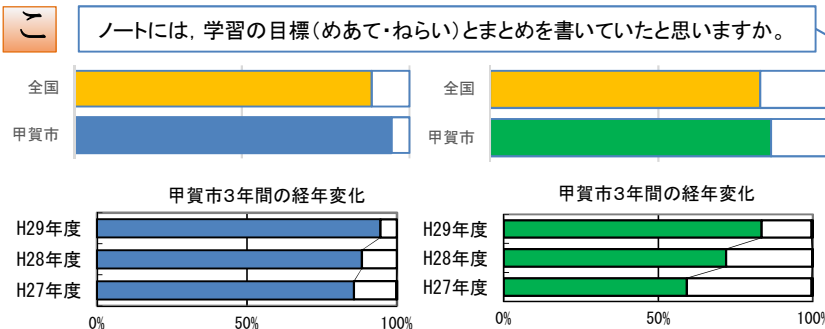
か ながえつなげて話し合い

じゅ 業のまとめと振り返り

つ ながる課題の提示
(家庭学習の充実)

小学校

中学校



思考・判断・表現力など、確かな学力の向上を図るため、多くの授業において、こうか授業術「5箇条」を基本として進めています。めあての共有が全国の状況を上回るなど、形としてはかなり定着してきました。

しかし、話し合いやまとめに課題が見られ「できた・わかった！」に十分つながっているとは言えません。

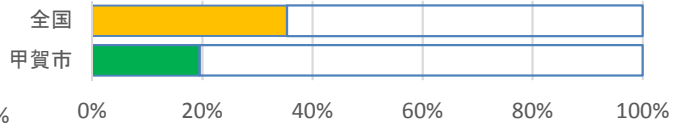
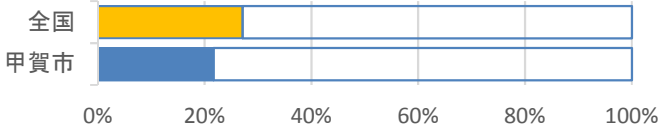
一人ひとりの学びを見とり、こうか授業術「5箇条」が更に充実した取組となるよう進めていきます。

家庭での過ごし方に関すること

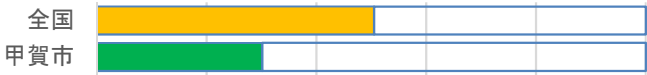
小学校

中学校

学校の授業以外に1日あたりどれくらいの時間、勉強をしますか。(月～金、塾などを含む) 2時間以上の割合



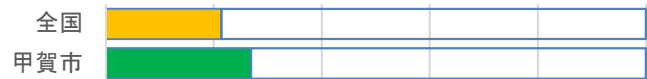
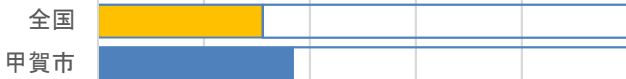
家で、学校の授業の復習をしていますか。



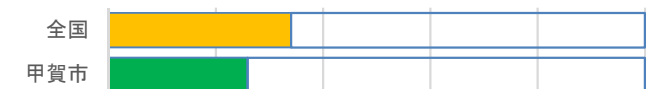
1日あたりどれくらいの時間、テレビやビデオ・DVDをみますか。(月～金) 2時間以上の割合



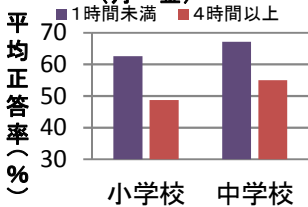
1日あたりどれくらいの時間、ゲームをしますか。(月～金) 2時間以上の割合



テレビやゲームの時間などのルールを家の人と決めていますか。決めている割合



1日当たりどれくらいの時間、ゲームをしますか。(月～金)



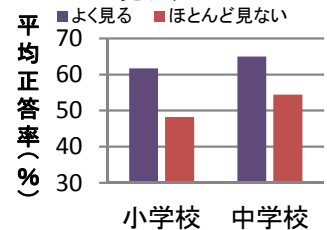
学力との関係

左右のグラフは、家庭での過ごし方に関する質問項目と学力調査の平均正答率の関係を表しています。

《グラフの見方》

小学校において、1日当たりゲームをする時間が1時間未満では、平均正答率は約60%、4時間以上では50%を割っており、はっきりとした差が出ていることを表しています。

テレビのニュース番組やインターネットのニュースをみますか



「確かな学力」を育むには、学校の授業のあり方はもちろん、家庭での過ごし方も大切であることが今回の調査結果から分かります。

今後学校では、授業の充実を図ると共に、家庭学習の充実にも取り組んでいきます。未来に生きる、子どもたちの人生がより豊かになることを願って、力を合わせていきたいと考えています。

学校と家庭が手をつないで「確かな学力」を育んでいきましょう!

甲賀市教育委員会事務局 学校教育課

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地

TEL 0748-69-2244 FAX 0748-69-2293



放課後の生活を支えている施策について

出典：厚生労働省ホームページ

第2回 社会保障審議会 児童部会 放課後児童に関する専門委員会

(平成29年11月20日) 資料

平成29年11月20日

放課後の生活を支えている施策について

放課後の生活を支えている施策(その1)

	放課後児童クラブ	放課後子供教室	児童館	プレイパーク
事業の目的、内容	共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	放課後や週末等において、全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する。	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設。遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成・指導、年長者児童の育成・指導、子育て家庭への相談等	子どもが「やってみてみたい」と思うことを、なるべく何でも実現できるようめざした遊び場(公園等)。自然の中で体を使って、思いっきり遊べる。素材や道具を使い、子どもたちが場を作り変えていくことも含めて遊ぶことができる。常設されているプレイパークでは、中高生がイベントを企画するような機会もある。乳幼児から中高生まで、様々な子どもたちの遊びの場、居場所として機能している。また、乳幼児の保護者を中心とした地域の拠点や、子ども食堂的な役割として機能しているところもある。
設置場所(実施場所)	学校の余裕教室、学校敷地内の専用施設、児童館等	学校の余裕教室、公民館等	-	公園、教育施設等
設置状況	23,619か所(H28.5現在)	16,027教室(H28.10現在)	4,637か所(H28.10現在)	400団体以上が活動
設置及び運営(実施)主体	市町村、社会福祉法人等	都道府県、指定都市、中核市、市町村	都道府県、指定都市、市町村、社会福祉法人等	市民団体やNPO法人等
設備と職員等	設備:遊び及び生活の場、静養するための区画 職員:放課後児童支援員2名以上	地域学校協働活動推進員等の地域住民	設備:集会所、遊戯室、図書室及び便所の設置 職員:児童の遊びを指導する者(児童厚生員)の配置	地域に暮らす住民たちが「世話人」もしくは運営者となって運営
予算関係	725.3億円の内数(H29)	64.3億円の内数(H29)	次世代育成支援対策施設整備交付金(66億円)の内数[補助率:定額(1/3相当)](H29) 運営費 平成24年度から地方交付税措置	-

※プレイパークについては、有識者からの聞き取りを元に作成。

放課後の生活を支えている施策(その2)

事業の目的、内容	子どもの生活・学習支援事業 (居場所づくり)	子どもの学習支援事業	放課後等デイサービス事業	保育所等訪問事業
	ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。	「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う学習支援事業を実施。	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進。	放課後児童クラブ等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。
設置(実施)場所	児童館、公民館、民家や母子生活支援施設等の中から地域の実情に応じて選定	公共施設、公民館、NPO施設、社会福祉施設等	放課後デイサービス事業所	放課後児童クラブ、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認められたもの
設置(実施)状況	平成28年度からの事業であり、現在集計中。	1,277カ所(H28年度実績)	10,613か所(H29.4現在)	379か所(H29.4現在)
設置及び運営(実施)主体	都道府県、指定都市、中核市、市町村	福祉事務所設置自治体 ※自治体直営または委託	都道府県、指定都市、中核市	都道府県、指定都市、中核市
設備と職員等	設備：良好な衛生環境、安全性やプライバシー等を確保 職員：地域の学生や教員OB等のボランティア等を支援員として配置	地域の実情に応じ設定	人員配置基準：児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員、管理者 設備基準：指導訓練室には訓練に必要な機械器具等を備えること、その他指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること	人員配置基準：訪問支援員、児童発達支援管理責任者、管理者 設備基準：専用の区画、その他指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること
予算関係	母子家庭等対策総合支援事業(114億円)の内数(H29)	35億円(H29)	障害児入所給付費等負担金(1,778億円)の内数(H29)	障害児入所給付費等負担金(1,778億円)の内数(H29)

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る

(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項)：平成10年4月施行)

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

【現状】(クラブ数、支援の単位数及び児童数は平成28年5月現在) 【今後の展開】

○クラブ数 23,619か所

(参考：全国の小学校19,655校)

○支援の単位数 28,198単位(平成27年より調査)

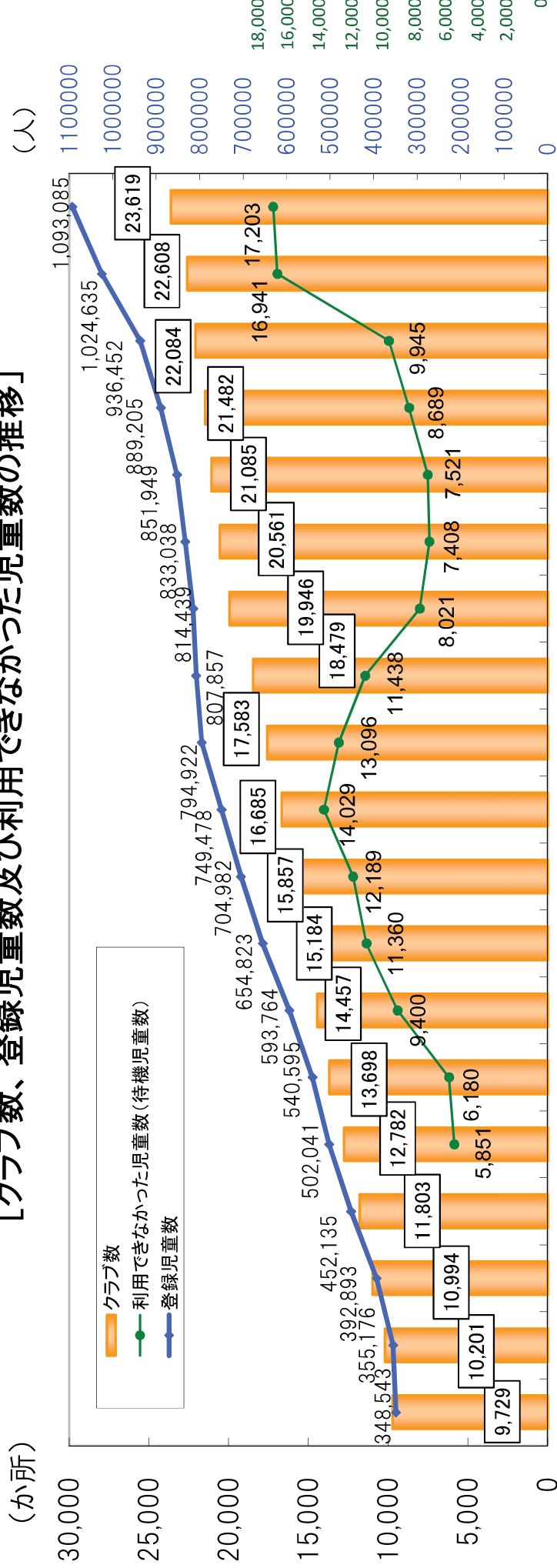
○登録児童数 1,093,085人

○利用できなかった児童数(待機児童数) 17,203人

○「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、

- 「放課後子ども総合プラン」に掲げる平成31年度末までの約122万人分の受け皿確保を、平成30年度末に前倒して実施することを目指す。
- 放課後児童支援員の処遇改善等を進める。

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



10年 11年 12年 13年 14年 15年 16年 17年 18年 19年 20年 21年 22年 23年 24年 25年 26年 27年 28年

放課後子供教室

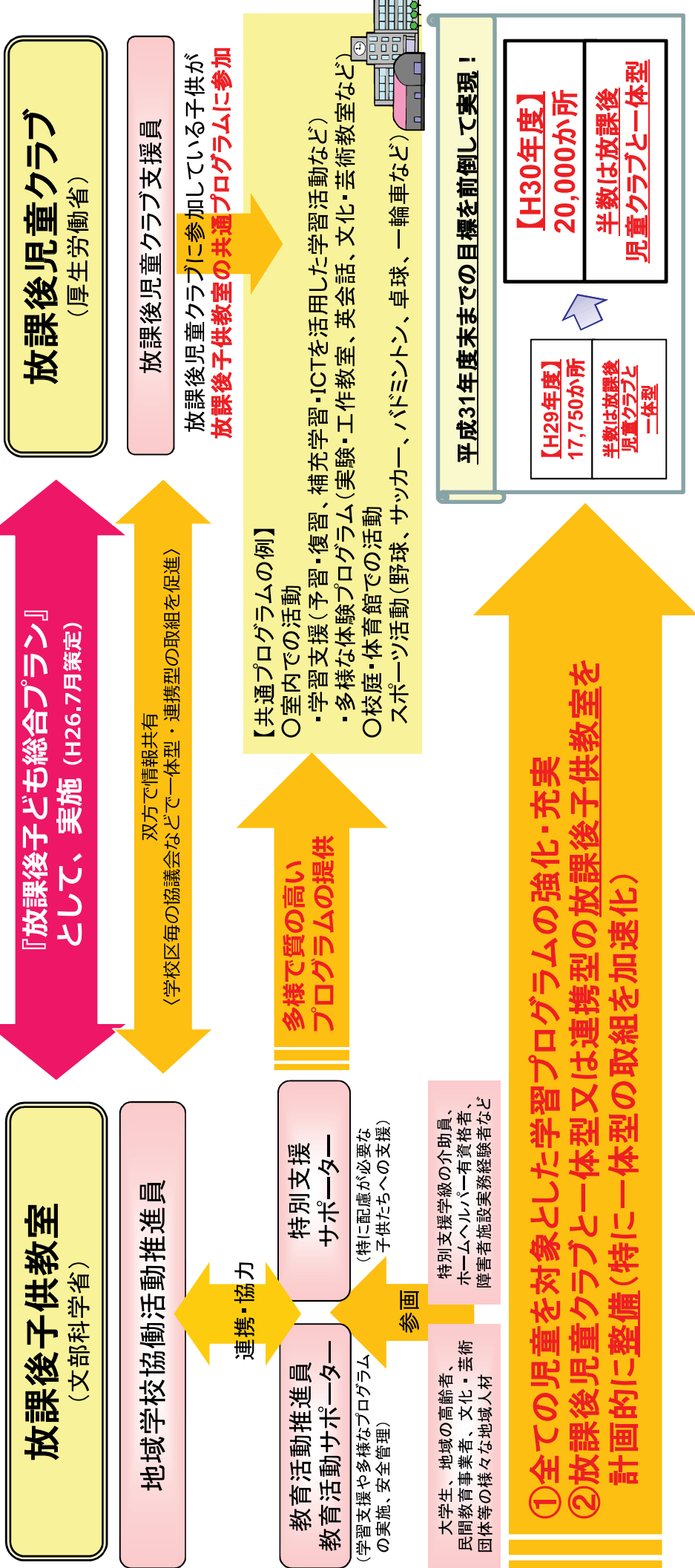
～放課後子ども総合プランの推進～

(前年度予算額:6,435百万円の内数)
30年度要求額:7,443百万円の内数
地域学校協働活動推進事業の一部で実施

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、厚生労働省と連携して総合的な放課後対策を推進



- ① 全ての児童を対象とした学習プログラムの強化・充実
- ② 放課後児童クラブと一体型又は連携型の放課後子供教室を計画的に整備(特に一体型の取組を加速化)

ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋)

共働き家庭等の小1の壁を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、2019年度末までに放課後児童クラブを約122万人分整備(2014年度以降追加的に30万人分を整備)全小学校区(約2万か所)で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体的に実施する。また、取組の加速化を図るため、引き続き学校施設の活用を促進するとともに、追加的な受け皿整備を2018年度末に前倒して実現するための方策を検討する。

経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)(抜粋)

- (3) 少子化対策、子供・子育て支援 ②教育の再生
 - ・ 空き教室等を活用し、放課後児童クラブや放課後子供教室等の整備を進める。

地域学校協働活動推進事業

(前年度予算額 6,435百万円)
30年度要求額 7,443百万円

【補助率】	
国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する「**地域学校協働活動**」を推進する。そのため、地域と学校をつなぐ「**地域学校協働活動推進員**」の配置や機能強化により、「**地域学校協働本部**」の整備を推進するとともに、地域学校協働活動の基盤となる学びによるまちづくりや地域人材育成、放課後子供教室、地域住民等による学習支援（地域未来塾）、外部人材の活用による土曜日等の教育支援の取組を通じて、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。

就学前
段階

小学校
段階

中学校
段階

高校
段階

大学等
段階

土曜日等の活用

児童の居場所

地域学校協働活動

地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生するための活動

外部人材を活用した教育支援活動

民間企業等の多様な経験や技能を持つ外部人材の活用により、土曜日や休日等の特色・魅力のある教育プログラムを充実
16,600箇所

放課後子供教室

地域住民等による小学校での放課後の学習支援、体験機会の提供及び居場所づくりを拡充。
20,000箇所

放課後児童クラブとの一体型を中心とする
放課後子ども総合プランの推進

地域未来塾

地域住民の協力やICTの活用により、学習が遅れがちな中高生等の無料の学習支援を拡充。
4,700箇所

貧困対策

中学校におけるノーステップの受皿としても活用
6,000箇所

地域学校協働活動推進員及び統括的な地域学校協働活動推進員の配置拡充、人材の育成・確保（研修の充実、質の向上、ネットワーク化）を強化

A 地域学校協働本部

従来の学校支援地域本部等を基盤とし、幅広い地域住民や団体等の参画によりネットワークを構築し、地域学校協働活動を推進

地域学校協働活動推進員

(学校区レベル)
・地域住民等や学校との連絡・調整
・地域学校協働活動の企画・推進等
20,000人

統括的な地域学校協働活動推進員

(市町村レベル)
・未実施地域における取組実施を推進
・地域学校協働活動推進員間の調整
・地域学校協働活動推進員の資質や活動の質の向上
375人

B協働本部

A協働本部

大人

保護者・PTA

企業

NPO

文化団体

高齢者

スポーツ団体

「放課後子ども総合プラン」の推進

(平成26年7月31日策定・公表)

趣旨・目的

○ 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

取組の現状

	放課後子供教室 (文部科学省)	放課後児童クラブ (厚生労働省)
趣旨	すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施	共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供
H29予算	64.3億円の内数 (28予算額：62.9億円の内数)	725.3億円 (28予算額：574.8億円)
実施か所数 (クラブ児童数)	16,027か所 (平成28年10月) (一体型) 3,799カ所 (平成28年5月)	23,619か所 (1,093,085人) (平成28年5月)
実施場所	小学校 75.5%、その他 (公民館、中学校など) 24.5% (平成28年10月)	小学校 53.7%、その他 (児童館、公的施設など) 46.3% (平成28年5月)

今後の方向性

【4つの推進方策】

- 市町村行動計画等に基づく計画的な整備
- 学校施設の徹底活用
- 共通プログラムの充実
- 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実

「放課後子ども総合プラン」に掲げる国全体の目標 (平成31年度末まで)

- 全小学校区 (約2万か所) で両事業を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
- 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備 (約94万人⇒約122万人)
- 新規開設分の約80%を小学校内で実施

ニッポン一億総活躍プラン
(平成28年6月2日閣議決定)
【抜粋】

追加的な受け皿整備を平成30年度末(2018年度末)に前倒して実現するための方策を検討

放課後児童クラブと一体型の放課後子供教室の推進

○ 文部科学省、厚生労働省の両省により平成28年3月末時点での「放課後子ども総合プラン」の進捗状況を調査

放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型*の実施箇所数は3,549か所

*同一小学校内等で共通のプログラムを実施

(同一小学校内等で両事業を実施しているのは5,219か所)

⇒ **一体型の推進に向けて、文部科学省、厚生労働省の連携により、下記の取組を実施**

※調査の結果 (URL : <http://manabi-mirai.mext.go.jp/houkago/enforcement.html>)

【放課後子ども総合プラン (平成26年7月)】

平成31年度末までに、全小学校区 (約2万カ所) で両事業を一体的に又は連携して実施し、うち1万カ所以上を**一体型**で実施することを目指す。

【ニッポン一億総活躍プラン (平成28年6月2日閣議決定)】

全小学校区 (約2万カ所) で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的又は連携して実施し、うち1万カ所以上を**一体的**に実施する。また、**取組の加速化を図るため、引き続き学校施設の活用を促進するとともに、追加的な受け皿整備を2018年度末に前倒しして実現するための方策を検討する。**

【放課後子ども総合プラン】、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、放課後子供教室と放課後児童クラブの**一体型の推進を進めることにより、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材の育成を図る。**

放課後児童クラブと一体型の放課後子供教室の推進

主な課題

(調査における一体型を進める上での課題に関する市町村の回答(複数選択))

【人材確保】

- 一体型を実施する人材の確保が困難：62.1%
- 国の財政支援が不十分：19.6%

課題解決に向けた取組 (●は継続的な取組、●は新規の取組)

- 放課後子供教室の教育活動推進員、教育活動サポーター等の配置の促進
(特に一体型に係る人材の配置を重点的に支援)
(H29予算：文部科学省)
- 地域全体で子供の成長を支える「地域学校協働本部」の整備の推進及び
地域と学校をつなぐ地域コーディネーターの配置の促進により、地域
人材の放課後子供教室への参加を促進 (H29予算：文部科学省)
- 放課後児童支援員等の資質向上・人材確保のための研修の推進
(H29予算：厚生労働省)
- 放課後児童クラブの運営費補助基準額の増額 (H29予算：厚生労働省)
- 放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施 (H29予算：厚生労働省)
- 経験等に応じた職員の処遇改善の促進 (H29予算：厚生労働省)

【設備】

- 一体型を実施するための設備等が不十分：37.7%

- 一体型の放課後子供教室の設備 (パーテーション、空調設備等) や共通プログラム充実のための備品 (ICT機器等) の整備を支援
(H28補正予算：文部科学省)
- 放課後児童クラブを実施するための既存施設の改修・設備の整備等の推進
(H29予算：厚生労働省)
- 放課後児童クラブにおけるICT化の推進 (H28補正予算：厚生労働省)

放課後児童クラブと一体型の放課後子供教室の推進

主な課題

(調査における一体型を進める上での課題に関する市町村の回答(複数選択))

【場所】

- 小学校内に余裕教室等がない：
47.0%

【連携】

- 教育委員会と福祉部局等、自治体内における両事業の理解、実施の場合の連絡調整が困難：29.3%
- 小学校の校長の理解を得るのが困難：6.8%

課題解決に向けた取組

(●は継続的な取組、●は新規の取組)

- 放課後児童クラブの創設整備等に係る補助基準額の上乗せに加えて待機児童が発生している場合等の補助率の高上げの実施 (H28年予算より実施：厚生労働省)
- 文部科学省・厚生労働省共同で自治体説明会等を実施し、一体型の推進や学校施設等の有効活用について周知 (文部科学省、厚生労働省)
- 放課後子供教室、放課後児童クラブ、学校関係者が参画する市町村毎、学区毎の「協議会」を活用した学校施設等の活用の検討を自治体に呼び掛け (文部科学省、厚生労働省)
※放課後児童クラブの小学校での実施箇所数、割合は、H26年5月11,653 (52.8%) からH28年5月12,679(53.7%)に増加 (厚労省調査)
- 「総合教育会議」を活用し、首長部局と教育委員会が一体型の推進等、総合的な放課後対策の在り方について検討することを促進 (文部科学省、厚生労働省)
※総合教育会議において、一体型の推進等、総合的な放課後対策について検討している市町村数は、H27年12月：130(7.6%)*からH28年3月：236(13.6%)に増加
*文部科学省 新教育委員会制度への移行に関する調査
● 同一小学校内等で両事業を実施している学校 (5,219か所) に対する共通プログラム実施に向けた働きかけを実施 (文部科学省、厚生労働省)
→ 一体型の放課後子供教室の共通プログラム充実のための設備備品 (ICT機器等) 整備 (H28補正予算) を促進 (文部科学省)
● 一体型の優良事例 (共通プログラムの充実、学校施設等の有効活用、総合教育会議の活用等) を収集し、両省のHP等を通じて、広く周知 (文部科学省、厚生労働省)
- 一体型の促進に係る課題の解決に向けて、放課後子ども教室と放課後児童クラブの関係者を対象とする一体型推進フォーラム (仮称) を実施 (文部科学省、厚生労働省)
- 放課後児童クラブ運営指針の解説書の作成 (厚生労働省)

児童館の概要

1. 事業の目的、内容

- 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設
- 遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等

2. 設置状況

- 4,637か所 公営:2,681か所
民営:1,956か所
＜社会福祉施設等調査(平成28年10月1日現在)＞

3. 設置及び運営主体

- 都道府県、指定都市、市町村、社会福祉法人等

4. 児童館の設備と職員

- 設備:集会室、遊戯室、図書室及び便所の設置
- 職員:児童の遊びを指導する者(児童厚生員)の配置

5. 公的助成

- 施設整備費
・平成29年度予算
次世代育成対策施設整備交付金(66億円)の内数 [補助率:定額(1/3相当)]

○ 運営費

平成24年度から地方交付税措置

6. 運営について

- 児童館ガイドライン
児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すもの(平成23年3月雇用均等・児童家庭局長通知)

- 児童館実践事例集
好事例を事例集としてとりまとめたもの(平成25年3月)

プレイパークの概要について

- プレイパークは、子どもが「やってみてみたい」と思うことを、なるべく何でも実現できるようめざした遊び場(公園等)。たとえば、木登りや穴掘りや工作、水遊び・泥んこ遊び等もできる。自然の中で体を使って、思いっきり遊べる。
- 開園日には、プレイヤーと呼ばれる大人がいる。
プレイヤー(プレイヤーダー)の役割
プレイヤー = 「子どもが自由に遊べる場をつくること」
 - ・子どもがワクワクするような遊び場をデザイン
 - ・遊びに来る子どもの保護者など多くの人を巻き込んで遊具をつくったり
 - ・ケガの応急手当など、遊び場で起こるさまざまなトラブルにも対応
 - ・子どもの遊びを止めようとするとする大人に、子どもの気持ちを代弁したり、遊びの大切さを伝える役割
 - ・子どもと共に遊び、楽しさを共有することや、友人として彼らのそばに居ること、言葉にならない気持ちを受け止め、時には親や先生には言えないことを話せる相手になる 等
- プレイパークは、地域に暮らす住民たちが「世話人」となって、運営している。

【特定非営利活動法人 プレイパークせたがやHPより】

子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

※平成28年度から実施

目的

- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもたちの生活の向上を図る。

事業内容

- ①及び②の支援を組み合わせて実施することを基本とし、これに加えて、③の支援を地域の実情に応じて実施する。

- ① 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
- ② 学習習慣の定着等の学習支援
- ③ 食事の提供



《②：東京都世田谷区》



《②：東京都江戸川区》



《③：北九州市》

実施体制・実施方法

- 地域の学生や教員OB等のボランティア等であって、ひとり親家庭の子どもたちの福祉の向上に理解と熱意を有する支援員を配置して、子どもに対して適切な生活支援や学習支援等を行うとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じる。
- 食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理等に十分配慮する。また、食材の確保には、地域の農家、フードバンク等の協力を得る。
(食材費は、実費徴収可)
- 支援員の募集・選定・派遣調整、教材作成等を行うコーデイネーターや、支援員の指導・調整、運営管理等を行う管理者を配置する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市町村
【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
【29予算額】 母子家庭等対策総合支援事業(114億円)
の内数

※平成27年度補正予算で学習支援等を行う場所を開設するため
に必要な備品の購入費用等を計上。

＜実施場所＞

児童館、公民館、民家等



コーデイネーター…管理者



地域の支援スタッフ
(学生・教員OB等)

＜支援の内容(例)＞

学習支援 遊び等の諸活動 調理実習 食事の提供



小さめの家だからこそ、親しくなれる

池袋こども食堂



とっても助かっています。美味しい、品数も多い、野菜も種類がたくさんあって、毎回メニューが違っていろいろなものが食べられるのが嬉しいです。
何より、いろんな人と話ができるのが楽しい。いろいろな世代の人と話せます。
「中学ってどうなんだろう」と不安がありますが、中学生の話を聞くこともできるので、部活の様子などがわかり、自分の子どもについての不安がなくなります。
子どもと一緒に友だちと会っても、あまり話をするのができないけれど、ここでは話ができるので、自分にとって本当に貴重な場所になっています。ここに来ると元気がなれます。
／ (通ってくる小学生のお母さん)

住宅地にある普通の一軒家

薄暗くなってきた18時過ぎ、細い路地沿いにある一軒の家の前で、中学生くらいの女の子3人が自転車停めたと思ったら、その中のひとり「ここだよ」とささやく声が聞こえました。目立つ看板が

るわけでも、にぎやかな声もれ聞こえ
るわけでもない普通の家。

「子どもたちが集まっているのかしら」と思いつつ訪ねると、玄関には数え切れないほどの靴が並んでいました。

台所と食卓の距離の近さに、良さがある

ここには、他の場所で行っている無料学習支援帰りの小中高の子どもたちが、お腹をすかせて集まっています。

2階の和室では、ゲームやプロレスごっこに夢中になっている小学生たちも、机



「子どもとたくさんお話できるのが嬉しい」とスタッフの人が言う通り、食卓と台所の距離が近くて、料理をつくりながら食事をしている人と話ができます。「柿の木のおばあちゃん家」と呼ばれる小さめの家が、親しくなる良さとなって活かされています。

に向かって辞書をひきつつ集中して勉強をしている高校生も、一緒に空間で過ごしています。

お腹いっぱいになって、みんな同じものが食べられるから「鍋」や「ホットプレート」ができるもの

この日はチーズフォンデュ協会の食材・機材提供により「チーズフォンデュ」。「お腹がいっぱいになって、みんな同じものを食べられるといいな」と考え、「鍋」や「ホットプレート」でできるものが定番メニューです。「家族が少なくなつて、自宅にある大きなすし桶を使う機会がな

かつたけれど、またここで使えるのは嬉しい」と、ちらし寿司に腕をふるうこともあ

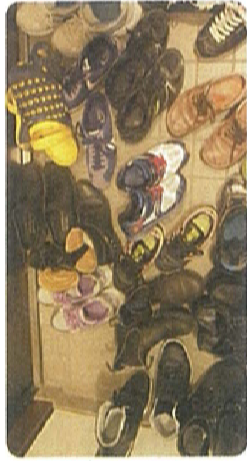


貧困を可視化することで、共感し応援する人が増えていきます

「子どもの貧困は見えにくいので、あえて可視化しました」と、池袋こども食堂を主催するNPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク理事長の栗林知絵子さんは言います。テレビの取材に応じるのも可視化のひとつ。「ここに來ることと人とのつながりでき、ちよつと楽になったから、同じく苦しんでいる人がいるなら力になりたい」と、テレビに出て自分の体験を語ってくれた親子もいます。それを見て、共感し応援してくれる人が出てきます。

「困っている」「助けて」と言えない子どもと親の声を代弁したい

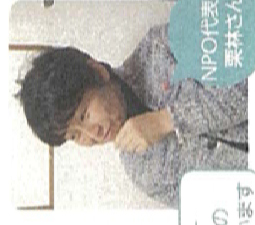
栗林さんは、全国ツアー実行委員会の代表もなされています。全国にまでおせっかいにいくパワーはすごいです。「子どもの貧困」は見えにくい、見ただけでは分からないことが多いのです。でも、話をしているとさまざまな状況が見えてきます。こども食堂で出会うことで、地域とつながり具体的にサポートできます。話を聴くこともサポートのひとつですし、何か足りないものがあれば、地域のネットワークに呼びかけると家の中に



ボランティアをしてくれる人、お金や食料を寄付してくれる人、また、子どもの大学進学資金を応援してくれる人も出てきました。応援を受けた子どもも学校を卒業し、幼稚園の先生になるまでに成長しました。

眠っている物が出てきます。必要に応じて弁護士やソーシャルワーカーなど専門家につないだり、行政の相談窓口に同行することもできます。こども食堂で「困っている」「助けて」と言えない子どもや親の声をキャッチして代弁していくことが大事だと、栗林さんは熱く語りました。

全国ツアー実行委員会の代表もなされています



NPO代表の栗林さん

池袋こども食堂

運営主体 NPO法人 豊島子どもWAKUWAKUネットワーク
HP <http://toshimawakuwaku.com>

開催日時:第1・3木曜日 17:30~20:00

開催場所:東京都豊島区池袋 柿の木の木のおばあちゃん家
場所の特徴:住宅地にある一軒家

参加費:子ども無料 大人300円
スタッフ:7~8人、無償ボランティア

活動PR:はじめは、NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク主催の学習支援に來ている子どもが参加。家の大きさに限りがあるので広くPRはしていないが、通って來ている子どもたちが友だちを誘うなどの口コミで広がっている

スタッフ募集方法:口コミ、テレビや取材記事を見た人など
運営方法:終了後、反省をしながら次回のメニューを決める
地域ネットワーク、専門家の関わりなど:

NPO法人として「豊島区内子ども食堂ネットワーク(区と連携)」「ししま子ども学習支援ネットワーク(豊島区内の無料学習支援ネットワーク、社会福祉協議会と連携)」に参加する他、地元の見守り隊、民生委員・児童委員、スクールソーシャルワーカー、弁護士などとのネットワークもある

資金:NPO法人会費、寄付金、食料の寄付、子どもゆめ基金助成金(独立行政法人国立青少年教育振興機構)、フードバンクの支援あり
保険など:食品衛生責任者がいる、保険に加入(食中毒などにも対応)
アレルギー対応:新しく来た子どもには、アレルギーについて聞いている
その他:地域のさき細細かいネットワークがあり、問題がおきたらなんでもみんなまで相談できる体制がある

こども食堂(池袋こども食堂を入れて4ヶ所)、無料学習支援(3ヶ所)、池袋本町プレーパークなどの運営をしている

団体活動紹介

子どもの学習支援事業について

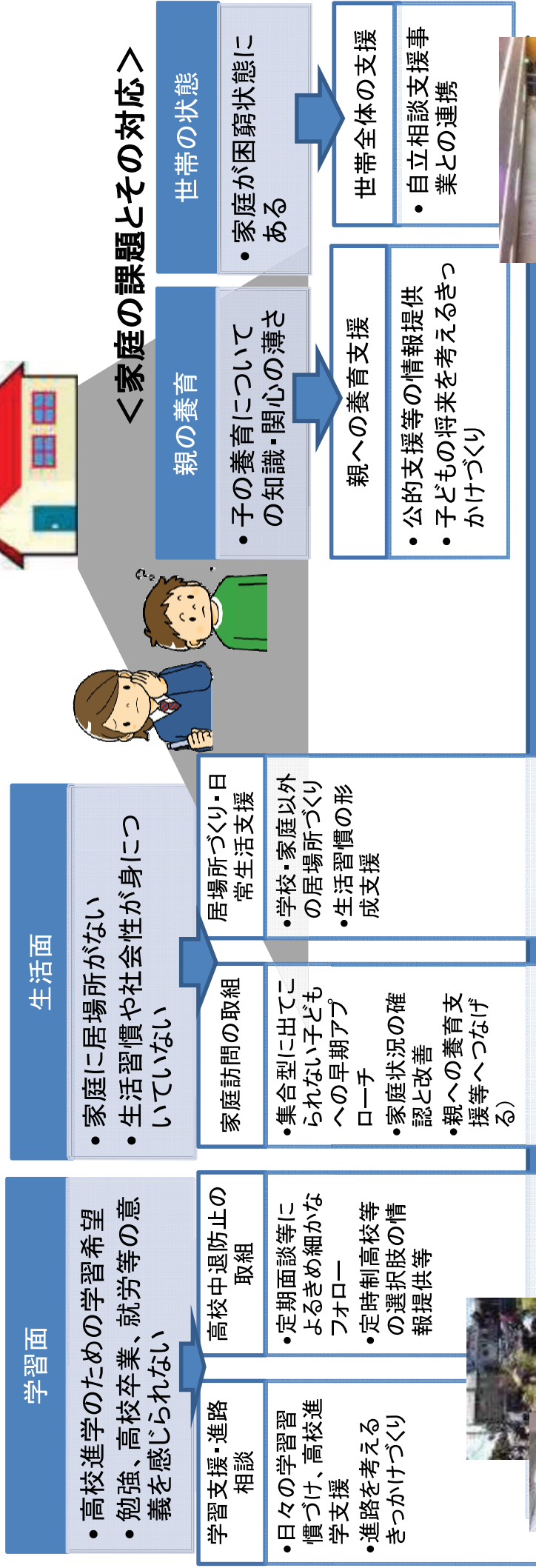
事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施(地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等)。
- 平成28年度においては、高校中退防止及び家庭訪問の取組、平成29年度においては教育機関との連携を強化。

支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけでなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けた包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

＜子どもの課題とその対応＞



子どもの学習支援事業を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、
子どもの将来の自立を後押し(貧困の連鎖防止)



放課後等デイサービスの概要

○ 事業の概要

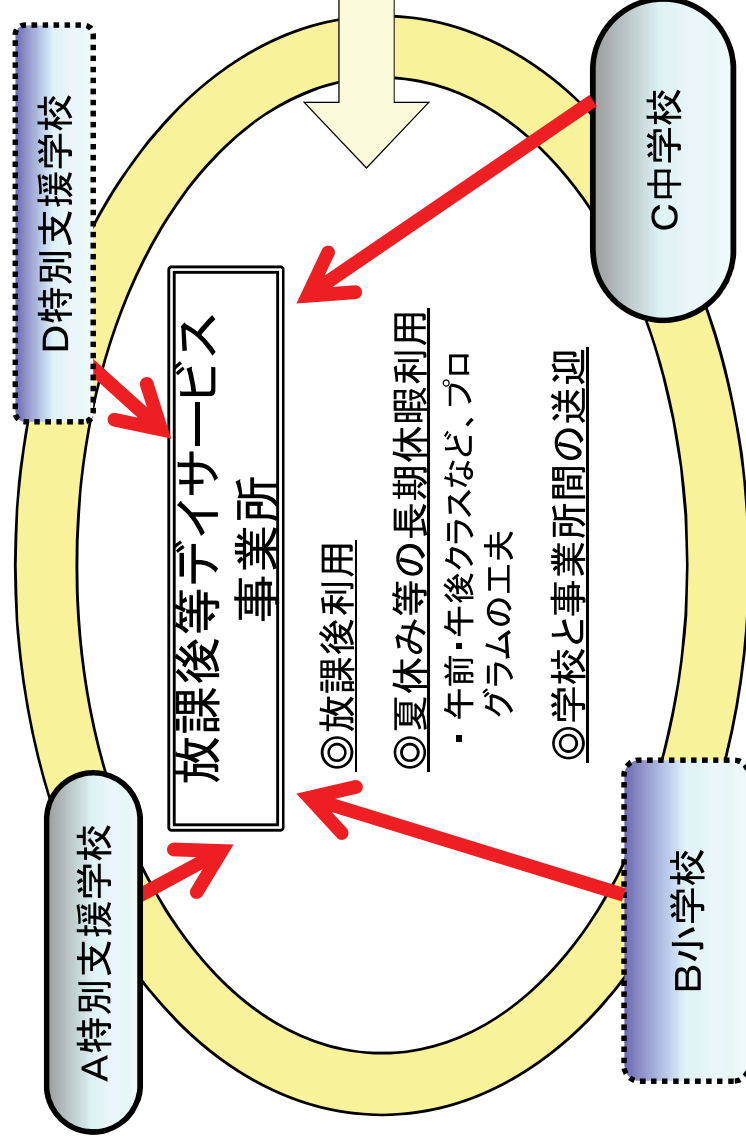
- ・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に於いて、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進。

○ 対象児童

学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児
 （＊ 引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがある
 と認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能）

○ 利用定員

10人以上



○ 提供するサービス

- ◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等
 - ① 自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ② 創作的活動、作業活動
 - ③ 地域交流の機会の提供
 - ④ 余暇の提供
- ◆ 学校との連携・協働による支援（学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性）

保育所等訪問支援の概要

○ 事業の概要

- ・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○ 対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児

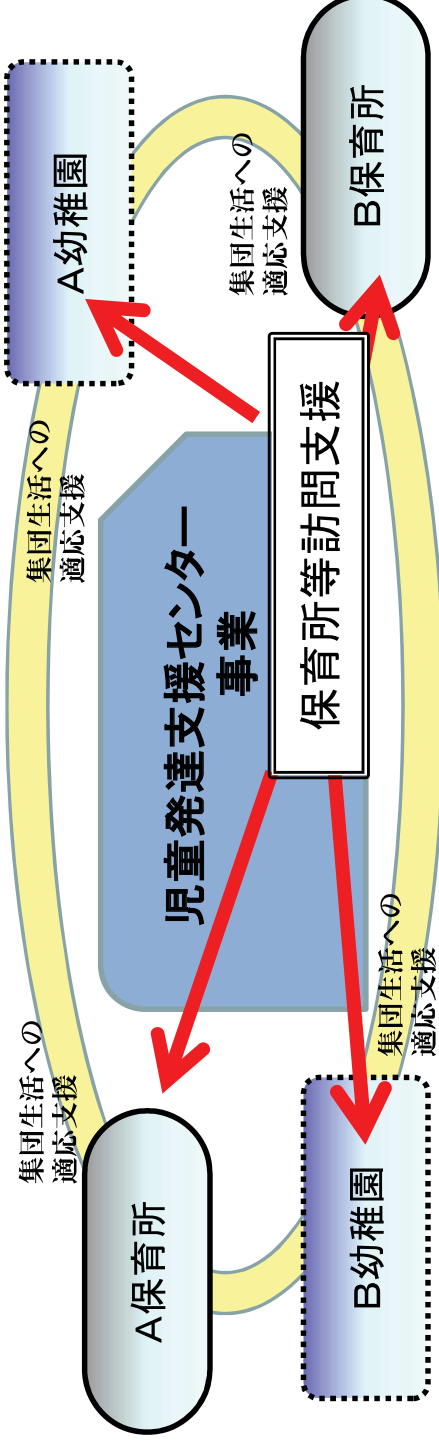
* 「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断

* 発達障害児、その他の気になる児童を対象

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要

○ 訪問先の範囲

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園
- ・ 小学校、特別支援学校
- ・ その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認められたもの



○ 提供するサービス

- ◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等
- ◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

- 〔 ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
- ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)